

京都市告示第 2 1 0 号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第 4 条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの臨時休所及び開所時間の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 2 5 年 7 月 1 0 日

京都市長 門 川 大 作

京都芸術センターについて、平成 2 5 年 7 月 1 5 日（月祝）から平成 2 5 年 7 月 1 6 日（火）までを臨時休所とする。また、平成 2 5 年 7 月 1 4 日（日）については、午後 5 時以降を閉館する。

（理由）

当該期間については、祇園祭山鉾巡行の直前の時期に当たり、京都芸術センター入口に面している室町通付近が出店等で非常に混雑し、センター運営に支障を来すおそれがあるため

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）